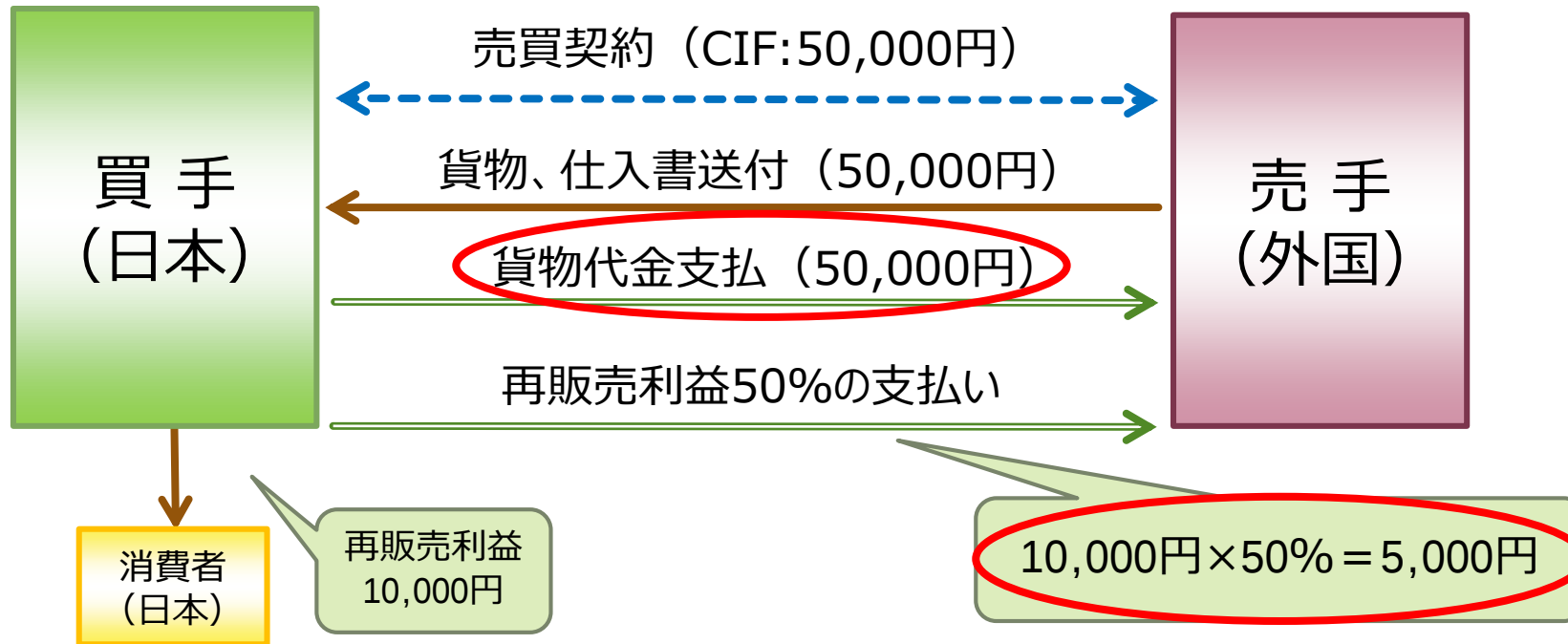


## 5号 売手帰属収益

買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で、直接又は間接に売手に帰属するものを言います。具体的には、輸入貨物の再販売や使用等で得られる売上代金、賃貸料、加工賃等で買手が売手に分配する利潤が該当します。

【事例20】買手が、輸入貨物を国内で販売して得られた利益の50%を売手に支払うことで合意した場合



課税価格 = 〔仕入書価格 (50,000円) + 再販売収益 (5,000円) 〕